

諮問日：平成28年4月14日（平成28年度（情）諮問第1号）

答申日：平成28年9月1日（平成28年度（情）答申第6号）

件名：東京地方裁判所における懲戒処分書等の一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「東京地裁が、平成28年1月までに、60代の女性書記官を1ヶ月の停職処分にした際に作成し、又は取得した文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、東京地方裁判所長（以下「原判断庁」という。）が、次の文書1から文書3まで（以下「本件各対象文書」という。）の一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

文書1 懲戒処分書

文書2 処分説明書

文書3 受領書

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、原判断庁が平成28年3月9日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

東京地方裁判所は、外部の出版社等に対して判決書写しを定期的に貸与しており、外部の出版社等が判決内容を掲載する場合、事件関係者の氏名、住所等を仮名処理し、個人として特定できないようにすれば足りるとしている。また、外部の出版社等に対して民事第27部（交通部）の判決書写しを貸与するに際し、事件当事者から情報提供に関する同意書を取り付けていないものの、プライバシー侵害、守秘義務違反等を理由に事件当事者から抗議文を寄せられたこ

とはない。

そのため、本件各対象文書の不開示部分のうち、氏名以外の部分が本当に行
政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に
定める不開示情報に相当するかどうか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

1 最高裁判所の考え方

原判断においては、本件各対象文書について、法5条1号に規定する不開示
情報に相当する情報が含まれていることから、これらの情報が記録されている
部分を不開示としたが、当該判断は相当である。

2 理由

原判断庁が本件各対象文書のうち不開示としたのは、①被処分者の氏名、②
級号俸、③事件番号、④刑事裁判との関係欄の年月日、⑤具体的な事件に係る
期日の月日、⑥事件当事者の呼称、⑦書証番号、⑧被処分者による行為の月日
（同人が自己の事務の誤りに気付いたり、認識した月日を含む。）及び⑨被処
分者が誤って作成した期日呼出状に記載された期日の年月日の情報（以下「本
件不開示情報」という。）である。

本件各対象文書記載の情報（文書2の書式に相当する情報を除く。）は、全
体として被処分者を識別することができることとなる情報（法5条1号）に相
当する情報であるが、そのうち本件不開示情報以外の情報は、「懲戒処分の公
表指針」に従って、報道機関を通じて公表した情報であることから、慣行とし
て公にされる情報（法5条1号イ）に相当する情報であり、本件不開示情報は、
同号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも相当しない情報である。さらに、本件
不開示情報のうち、上記②及び④を除く情報は、事件当事者を識別することが
できることとなる情報若しくは個人の権利利益を害するおそれのある情報（法
5条1号）又は法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ

がある情報（法5条2号イ）に相当する情報である。

なお、本件不開示情報のうち被処分者又は事件当事者を識別することができることとなる情報に係る部分は、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当するか、あるいは、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとはいえない情報であることから、取扱要綱記第3の2による部分開示も相当でない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成28年4月14日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書及び資料を
收受
- ③ 同年5月11日 本件各対象文書の見分及び審議
- ④ 同年6月1日 本件各対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月22日 審議
- ⑥ 同年8月29日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件各対象文書について

本件各対象文書は、東京地方裁判所において平成28年1月12日に懲戒処分がされた裁判所書記官に係る懲戒処分書（文書1）、処分説明書（文書2）及び上記書記官が文書1及び文書2を受領した旨の受領書（文書3）である。

文書1には、氏名欄、現官職欄及び処分の内容欄が設けられるとともに、処分の年月日及び任命権者が記載されている。文書2には、手続教示欄、処分者欄、被処分者欄及び処分の内容欄が設けられている。文書3には、被処分者の所属、官職及び氏名が記載され、文書1及び文書2を受領した旨が記載されて

いる。

原判断庁は、本件各対象文書のうち別紙の不開示部分欄記載の各部分（本件不開示部分）につき、法5条1号に規定する不開示情報であり、部分開示も相当でないとして、不開示とする原判断を行った。

これに対し、苦情申出人は、本件不開示情報のうち氏名以外の部分が法5条1号に規定する不開示情報に相当するかどうか不明であるとして苦情申出をし、最高裁判所事務総長は原判断が妥当であるとしていることから、以下、本件各対象文書の見分の結果を踏まえ、原判断において不開示とされた部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 法5条1号相当性について

文書1及び文書2には、被処分者の処分の内容等が当該被処分者の氏名及び官職等とともに記載されていることから、文書1及び文書2に記載された情報は、それぞれ全体として被処分者に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに相当すると認められる。

また、文書3は、被処分者が文書1及び文書2を受領した旨が当該被処分者の氏名及び官職とともに記載されていることから、文書3に記載された情報は、全体として被処分者に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに相当すると認められる。

(2) 法5条1号ただし書相当性について

最高裁判所事務総長は、裁判所における懲戒処分の公表については、「懲戒処分の公表指針」（以下「公表指針」という。）に従って公表しており、原判断において不開示とした部分以外に記載された情報は既に公表済みの情報であるが、本件不開示情報は法5条1号イ、ロ及びハのいずれにも相当し

ない情報であると説明する。

そこで、検討すると、理由説明書に添付された公表指針では、懲戒処分
の公表を行うに当たって公表する内容について、「事案の概要、処分量定及び
処分年月日並びに所属、役職段階等の被処分者の属性に関する情報を、個人
が識別されない内容のものとするを基本として公表する」とされており、
「被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある
場合等」には、「公表しないことも差し支えない」とされていることが認め
られる。そして、本件不開示情報は、別紙記載のとおりであり、文書2の
④に係る部分に記載されている情報以外の情報は、いずれも公表指針におい
て公表することとされていないものであることが明らかである。また、本件
各対象文書を見分したところによれば、文書2の④に係る部分には、被処分
者が担当した具体的な事件に係る期日、当事者及び書証番号に係る情報が記
録されており、これらは、事件当事者に密接に関連する情報であり、関係者
の権利利益を侵害するおそれがある情報であるといえるから、上記のとおり
の公表指針の内容に照らしても、公表することとされていないものと認めら
れる。

したがって、本件不開示情報については、法5条1号ただし書イに相当せ
ず、同号ただし書ロ及びハに相当する事情も見当たらない。

よって、本件不開示情報は、いずれも取扱要綱記第2の2に定める不開示
情報に該当する。

(3) 部分開示の可否について

本件不開示情報のうち、被処分者の氏名及び級号俸に係る情報（文書1の
①、②、文書2の①、②、文書3の①）並びに処分の理由のうち、事件当事
者を識別することができることとなる情報（文書2の④の一部）については、
特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当するため、
取扱要綱記第3の2による部分開示をすることはできない。

また、本件各対象文書を見分した結果によれば、本件不開示情報のその余の情報は、被処分者や事件当事者にとって機微な情報といえるから、これらを公にした場合、被処分者又は事件関係者の権利利益が害されるおそれがないと認めることはできず、これらの部分についても、部分開示をすることは相当でない。

3 原判断の妥当性について

以上のおりであるから、本件各対象文書につき、その一部に法5条1号に規定する不開示情報に相当する情報が記録されているとして、取扱要綱記第2の2に基づき不開示とした原判断については、本件不開示情報は、いずれも同号に規定する不開示情報に相当し、不開示とすべきであると認められるので、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正 人

(別紙)

	不開示部分
文書 1	①氏名
	②現官職のうち級号俸
文書 2	①被処分者欄のうち氏名（ふりがなを含む。）
	②被処分者欄のうち級及び号俸
	③処分の内容欄のうち刑事裁判との関係に係る年月日
	④処分の内容欄のうち処分の理由（別紙記載）の一部
文書 3	①氏名